

2025年2月17日  
東京都墨田区江東橋 2-5-9 晴美ビル  
東京生活館株式会社  
代表取締役 金山 名

### 国税不服審判所による裁決について

弊社は、2023年7月28日付の東京国税局による弊社に対する更正決定及び重加算税の賦課決定（以下「原処分」といいます）の適法性を争い、2024年2月22日、国税不服審判所に対して審査請求を提起しておりました。当該審査請求において、弊社が、東京国税局の判断は、客観的証拠と矛盾し、合理的根拠のない事実誤認を前提とする違法なものであって取消を免れ得ないと主張しましたところ、今般、国税不服審判所から、弊社の審査請求に理由があるとして原処分を取り消す内容の裁決書を受領しました（裁決書は2025年2月12日付、受領日は翌2月13日）。

以上の経過により、東京国税局による消費税の申告漏れの指摘に関し、昨年（2024年）、申告漏れを指摘されたうちの一部について、「悪質な所得隠し」、「仮装・隠蔽行為があった」等の一部報道がありましたが、そのような事実が認められなかったことが明らかになりましたことをご報告いたします。

今回の裁決が当社の今期業績に与える影響については現在、精査中であります。

弊社は引き続き、法令を遵守し、公正かつ透明性の高い企業運営を行うとともに、関係者の皆さまの信頼に応えられるよう努めてまいります。

以上